

令和5年度 第2回岡山県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時 令和5年8月25日（金） 14時00分から14時40分

2 場 所 ピュアリティまきび（岡山市北区下石井2-6-41）

3 出席者 （委員）6名 （事務局）3名

4 概 要

（1）挨拶

（2）議事（審査案件）

（仮称）わたなべ生鮮館瀬戸内インター店 新設

上記について事務局から説明し、質疑応答及び審議を行った。

<主な質疑内容等>

【周辺交通について】

委員：周辺交通への影響について、大規模小売店舗立地法により、意見をすることはできるのか。

事務局：交通については大店法でなく、他の法律に基づくものになるため意見は難しいが、留意事項として注意を促すことは可能である。

委員：今後、店舗立地付近に住宅が広がった場合に、設置者が交通対策に配慮するよう記載しておきたい。

【説明会について】

委員：住民説明会で住民が説明会の案内を新聞折り込みだけでなく、自治会への回覧も要望していたが、大店法ではどのような周知手続きを取るのか。

事務局：半径1キロメートル区域の日刊新聞紙3紙にチラシを折り込むことになっている。法律で定めている説明会は原則1回だが、住民の要望を受け、設置者が任意でもう一回、説明会を実施したと聞いている。

【騒音について】

委員：従業員駐車場を店舗外の住宅地に借りるとあるが、最初からそれを含めた台数で計画すべきではないのか。届出の従業員駐車場台数に問題はないのか。

事務局：国の指針では従業員駐車場の必要台数は計算しないという扱いになっている。

会長：閉店時間が21時なので、22時以降の夜間における騒音は、従業員の自動車走行音が主となることから、店舗敷地外であっても気を付けるよう促してはどうか。

事務局：留意事項に追記する形で調整する。